

# 小児精神障害者等医療費助成実施要領

平成14年3月29日  
13衛福精第1703号

## (目的)

第1 この実施要領は、東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則(平成12年規則第94号、以下「規則」という。)第19条及び同実施細目(平成12年3月31日11衛福医第738号)第7条に基づき、小児精神病にり患した者に対する医療費助成の決定及び医療券の交付に関する事務手続き等を定め、もって小児精神障害者等医療費助成制度の円滑な運営を図ることを目的とする。

## (申請の分類)

第2 規則により医療費助成を受けようとする者からの申請は、次の各号に区分するものとする。

一 新規

規則に基づく小児精神障害者等医療費助成を受けたことのない者が申請を行う場合

二 更新

規則に基づく小児精神障害者等医療費助成を受けたことがあり、前回の認定期間から引き続いて申請を行う場合

三 再申請

規則に基づく小児精神障害者等医療費助成を受けたことのある者が、前回の認定期間に引き続かない申請を行う場合

## (助成期間)

第3 助成期間は、東京都小児精神障害者診査会設置要綱(昭和47年10月25日47衛医精第501号、以下「要綱」という。)に基いて設置された東京都小児精神障害者診査会(以下「診査会」という。)の診査を経て決定するものとする。

2 助成開始日は、規則第8条に基づき、経由する区市町村が申請書を受理した日の属する月の初日を遡及の限度とする。

ただし、遅延理由書の提出があり、診査会においてその理由が認められた場合は、申請書を受理した日の2か月又は1か月前の日の属する月の初日まで助成開始日を遡及することができるものとする。

3 前項ただし書きの規定に基づく遡及適用は、他の疾病や障害に比して確定診断に至るまでに長期間を要すると認められる場合及びその他真にやむを得ないと認められた場合に、遅延理由を個別に診査して決定するものとする。

4 認定された期間であっても、退院等の事由により、入院加療の必要がなくなった場合は、治療終了による資格の喪失とみなし、退院日をもって助成期間が終了するものとする。

ただし、当該疾病の治療のため、退院したその日に他院へ転院した場合はこの限りではない。

5 前項の規定により退院等により資格を喪失した者が、再度入院加療が必要となり助成を申請する場合には、再申請の手続きを行うものとする。

## (疾病の範囲)

第4 規則別表第3に定める疾病の範囲の具体的な判断基準については、診査会が別に定めるものとする。

(診査会)

第5 診査会の開催は、月1回を原則とする。

2 診査会は、規則により医療費助成を受けようとする者が、疾病又は精神障害があり、精神病院又は精神病院以外の精神病床での入院加療が必要であるかを診査し、認定が適当である者、認定が適当でない者を選定する。

ただし、申請内容だけではその選定が困難な者については、認定を保留し、要綱第3条の4に規定する書記に対して再調査を指示することができる。

3 前項の規定により再調査の指示を受けた書記は、次回以降の診査会に報告し、診査会は再度、認定が適当であるか否かを診査する。

4 診査会は、認定が適当であると判断した場合は、診断書に記載された治療見込期間を参考に、1年間を限度として助成期間を決定する。

5 診査会での選定結果を受けて、知事は助成対象者を決定する。

(業務手引き)

第6 関係機関の職員の業務執行の参考に供するため、東京都立中部総合精神保健福祉センター広報援助課長は、「業務手引き」を作成するとともに、適切に改訂するよう努めるものとする。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。